

自動車運転者が自動車に乗車した状態では接近する列車が見つらい踏切での事故

概要：1両編成の普通列車の運転士は、踏切の約30m手前で、右側から踏切に進入してくる自動車を認め、直ちに非常ブレーキを使用し、気笛を吹鳴したが、列車は同自動車と衝突した。

この事故により、同自動車の運転者が死亡した。

原因：本事故は、踏切遮断機及び踏切警報機が設けられていない第4種踏切道に列車が接近している状況において、自動車が踏切内に進入したため、列車と衝突したことにより発生したものと推定される。

列車が接近している状況において、同自動車が踏切内に進入したことについては、自動車運転者が自動車に乗車した状態では接近する列車が見つらかったことが関与した可能性があると考えられるが、同自動車の運転者が死亡していることから詳細を明らかにすることはできなかった。



写真1 自転車運転者から見た列車の見通し



本事故発生日翌日に本件列車と同時刻の列車で確認



写真2 踏切周辺の状況

再発防止に向けて

再発防止のために望まれる事項：

鉄道事業者は、本事故が発生する以前から、踏切ミラーやストップサインの設置など、第4種踏切道に対する事故防止対策を様々検討し、平成29年4月から専任の体制を構築して推進している。これらの取組を継続して進めることで、安全性向上を図ることが望ましい。

また、本件踏切については、過去にも同踏切道を通行する自動車の運転者が死亡する踏切障害事故が発生していることを踏まえれば、早期に地元関係者や鉄道事業者等の関係者間で協議を再開させ、廃止等を検討し、実施していくことが望ましい。なお、上記措置が完了するまでの間、通年で自動車の通行を禁止することも安全性を向上させる一方策となると考えられる。

第4種踏切道における自動車の事故の防止のために望まれる事項（抄）

自動車の事故が発生した踏切道の環境は一様ではないが、自動車の場合、運転席の位置から列車の接近を確認することとなるため、歩行者等と比較して、列車を確認しづらい特性があると考えられる。

このため、自動車通行者を安全に回できる近隣の立体交差道路や第1種踏切道に誘導することにより、交通環境の一層の安全性向上を図る観点から、第4種踏切道の廃止又は‘踏切道として存置する場合は踏切保安設備を整備する’までの間、自動車の通行止め等の交通規制をより積極的に講じることが事故防止に対して効果的であると考えられ、鉄軌道事業及び道路管理並びに交通規制に関わる各関係行政機関は、この推進を図ることが望ましい。

なお、過去の事故調査において、踏切道に設けられた複数の交通規制標識間で規制内容に整合が取れていない例や関係者間で交通規制に関する認識について齟齬が生じている例が認められた。このため、交通規制の内容が踏切通行者に適切に伝わるよう、設備実態を把握し、必要な場合には是正を図ることも留意することが望まれる。

本事例の調査報告書は当委員会ホームページで公表しております。(平成29(2017)年12月21日公表)

<http://www.mlit.go.jp/jtsb/railway/rep-acci/RA2017-9-1.pdf>